

# 休日子どもカレッジ利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という）は、特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ（以下、「カレッジ」という）が運営する休日子どもカレッジ（以下「カレッジ」という）が、所定の施設で提供する民間学童保育の利用条件を定めるものである。利用される児童及び保護者（以下、「保護者等」という）は、本規約に従って学童保育を利用するものとする。

## 第1条 目的

休日子どもカレッジは、松山市内の留守家庭等の児童の学校休業日を、支援員の援助のもとに、児童が健康で安全に過ごせる居場所、課外活動や体験の提供をするとともに、働く保護者の支援や社会教育プログラムによる地域とのつながりづくりを行うことを目的とする。

## 第2条 適用

本規約は、保護者等とカレッジとの間の民間学童保育利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

## 第3条 活動場所

カレッジの活動場所は松山市文京町4番地2 松山大学 カルフル3階会議室およびカレッジが指定する場所とする。

## 第4条 利用対象児童

カレッジの利用対象児童は、松山市在住・在勤の留守家庭等の小学生とする。

## 第5条 保育時間

カレッジの民間学童保育提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 長期休暇（夏・冬・春休み）の平日および土曜日の8時～18時（平日は19時まで延長可）

## 第6条 休業日

- カレッジは日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律および関連法規が定めるもの）、年末年始（12月29日～1月3日）を休業日とする。
- 学童保育提供場所の修繕・改築工事、自然災害、集団感染症の蔓延（感染防止措置を取る場合も含む）、行政庁からの指導・自粛要請その他カレッジが学童保育を提供することが困難になる場合、臨時休業することがある。
- 前項その他の理由による臨時休業となった場合、日割り計算による利用料金等の返還は行わない。

## 第7条 利用申込等

- カレッジの学童保育を利用する希望者（以下、「利用希望者」という）は、カレッジが定める手順に従って利用申込を行う。

2. 利用希望者は、本規約を順守することを誓約の上、年間利用料および当該長期休暇の利用料を入金することによって、利用契約が成立するものとする。
3. 利用契約成立後は、カレッジの責めに帰すべき事由を除き、いかなる場合にも返金しないものとする。
4. カレッジは、以下の事由があると判断した場合、利用申し込みを承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
  - ① カレッジの利用児童が定員に達している場合
  - ② 利用申込内容に虚偽の記載があった場合
  - ③ 第4条に記載する利用対象児童ではない場合
  - ④ 本規約に違反したことがあるものからの申込である場合
  - ⑤ 保護者（内縁関係の配偶者を含む）が反社会的勢力等であった場合
  - ⑥ その他、カレッジが利用を相当でないと判断した場合

## 第8条 禁止事項

カレッジの利用にあたり、保護者等は以下の行為をしてはならない。以下の行為に違反して生じた損害トラブルについてカレッジは責任を追わないものとする。

- ① 本規約等に違反する行為
- ② 法令または公序良俗に反する行為
- ③ 犯罪行為に関連する行為
- ④ カレッジおよびカレッジの運営を妨害する行為
- ⑤ カレッジ、カレッジの職員、支援員、ボランティア、他の保護者等に対する脅迫・強要・ハラスメントその他カレッジの円滑な学童保育の提供を阻害する行為
- ⑥ 第3条記載の活動場所（将来増設される施設も含む）および同施設内の備品等を損壊する行為
- ⑦ カレッジの学童保育に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ⑧ 児童間のトラブル等に関して保護者同士が直接やりとりする行為
- ⑨ その他、カレッジが不適切と判断する行為

## 第9条 学童保育の提供中断および強制解除

1. カレッジは、保護者等に第8条各号に該当する事由があると判断した場合、学童保育の全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。
2. カレッジは、保護者等に第8条各号に該当する事由があると判断し、相当な期間内にこれが改善・解消される見込みがないときは、利用契約期間満了前であっても、保護者等に通知なしに利用契約を解除することができるものとする。
3. カレッジは、本庄記載の学童保育の提供の停止または中断もしくは解除により、保護者等又は第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

## 第10条 開所時間中の呼出

開所時間中に以下のような状況になった場合には、保護者の緊急連絡先に連絡をし、迎えを要請する場

合がある。保護者は連絡があった場合には速やかに活動場所まで児童を迎えに来るものとする。

- ① 警報発令時
- ② 体調不良時
- ③ その他第8条各号に該当する事由があると判断した場合

## 第11条 料金の改定

カレッジは、利用者に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、利用料その他料金を随時改定できるものとする。

## 第12条 送迎時の注意

1. 利用児童の送迎は、保護者が必ずカレッジが指定する場所まで行うものとする。ただし、小学4年生以上の児童で、カレッジが別途定める誓約書を提出した場合はこの限りではない。
2. 登校初日は必ず保護者が活動場所まで送迎するものとする。
3. 送迎時には、登校初日に配布する保護者証を必ず携帯するものとする。
4. カレッジが指定する送迎場所にて児童を保護者に引き渡した後の事故等について、カレッジは一切の責任を負わないものとする。
5. 自家用車にて送迎する場合には、事前に使用する車両についてカレッジが定める方法で申請を行い、活動場所の駐車場利用ルールを順守するものとする。
6. 開校期間中に使用車両が変更になった場合には速やかにカレッジに届け出を行い、未申請車両は使用しない。
7. 登下校中の事故等については、必ずカレッジに連絡を行うものとする。
8. 駐車場で事故等を起こした場合には速やかにカレッジ（カレッジ期間中の連絡先）に連絡し、事後処理については松山大学の指示に従うものとする。

## 第13条 児童のみの登下校の取扱い

1. 小学3年生以下の児童のみでの登下校は禁止とする。
2. 小学4年生以上の児童のみで登下校を行う場合、カレッジの責任範囲は、登校時はカルフル3階会議室入り口から、下校時はカルフル3階エレベーター前までとし、それ以外の場所での事故等について、カレッジは一切の責任を負わないものとする。
3. 児童のみで登下校させる場合のルート、自転車置き場等については保護者と児童で検討・確認するものとする。
4. 松山大学以外の活動場所に児童のみが合流または課外活動先からの児童のみの下校は原則として認めない。保護者から申し出がありやむを得ず課外活動場所へ児童のみ登校または下校させる場合には合流前または帰宅中の事故等について、カレッジは一切の責任を負わないものとする。

## 第14条 紛失物の取扱い

1. カレッジにて紛失物を拾得した場合は、翌開所日の開所時間以降に引き渡すものとする。拾得の連絡後、3カ月以上お引き取りがない場合は処分する。

2. 所有者不明の紛失物・拾得物の処置は、特段に理由がない限り法令に基づいて取り扱うものとする。

## 第 15 条 免責事項

1. カレッジの債務不履行責任は、カレッジの過失により損害が生じた場合には、現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとする。
2. カレッジは、学童保育の提供に関して、各保護者等同士または保護者等と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとする。
3. カレッジは、保護者等の所有する物の盗難、紛失、破損またはそれに起因する損害・事故に関しては、一切の責任を負わないものとする。
4. カレッジは、登下校中に保護者等に生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

## 第 16 条 学童保育の内容等の変更

カレッジは、緊急の事情が生じた場合、保護者等に通知することなく、学童保育の内容を変更し、またはその提供を中止することができるものとし、これによって保護者等に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第 17 条 利用規約の変更

1. カレッジは、必要と判断した場合には、保護者等に不利益が生じない範囲であれば、保護者等に通知することなく、いつでも本規約を変更することができるものとする。
2. この変更の効果は、将来に向かって発生するものとする。

## 第 18 条 施設の廃止・利用の制限

カレッジは、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、学童保育の一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとする。また、それに対する補償は一切行わないものとする。

## 附則

本規約は、2024年6月1日より施行する。